

おおつ障害者プラン策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「おおつ障害者プラン策定支援業務」に係る委託の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 おおつ障害者プラン策定支援業務
- (2) 業務内容 別紙「おおつ障害者プラン策定支援業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 予算額

委託料の上限は5,100,000円とする。

※上記金額には、消費税額及び地方消費税額を含む。なお、消費税は小数点以下切捨てとする。

※令和8年度委託契約のため、大津市議会における当該予算案の可決を前提としている。このため、仮に当該予算案が否決された場合は、委託契約を締結しない。

4 実施形式 公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

令和8年	2月16日(月)	公募開始
令和8年	2月24日(火)	質疑受付締切
令和8年	3月3日(火)	質疑に対する回答(予定)
令和8年	3月9日(月)	参加申込書・企画提案書の提出締切
令和8年	3月17日(火)	プレゼンテーション審査
令和8年	3月23日(月)	審査結果通知
令和8年	3月24日(火)	審査結果公表

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税(本店所在地分及び本市分(支店、営業所等が本市に存する場合に限る。))、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがされている者

(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等(個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人であ

る場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(8) 他の自治体(本市分も含む)において、障害者計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画の策定支援に係る業務を受託し、完了した実績を有すること。

7 質疑・応答

(1) 提出方法 別添の質問書(様式1)により、電子メールで提出するものとし、次に掲げる事項に注意すること。

ア メール送信にあたっては、必ず電話で担当課に送信した旨を伝え、担当課が受信したことを確認すること。

イ メール以外の質問及び期限を過ぎた質問は受け付けない。

(2) 期限 令和8年2月24日(火)午後5時まで(必着)

(3) 提出先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市健康福祉部障害福祉課 担当:丸尾

電話:077-528-2696 電子メールアドレス:otsu1408@city.otsu.lg.jp

(4) 回答方法 令和8年3月3日(火)までに、大津市ホームページに掲載して回答する。

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則(昭和40年規則第35号)等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加申込書に係る提出書類

次に掲げる(ア)から(エ)までについて、それぞれ1部提出すること。

- (ア) 参加申込書（様式2）
- (イ) 会社概要（様式3）
- (ウ) 誓約書（様式4）
- (エ) 実績一覧表（様式5）
- (オ) 役員名簿（様式任意）

イ 企画提案に係る提出書類

次に掲げる(ア)について、正本1部及び副本6部を、(イ)から(エ)までについて、それぞれ1部を提出すること。

- (ア) 企画提案書（任意様式）
- (イ) 価格見積書（任意様式）

※税込金額で表記し、小計・消費税の内訳を明示すること。消費税額は小数点以下切り捨てとすること。

- (ウ) 業務実施体制調書（様式6）
- (エ) 業務工程表（任意様式）

ウ 企画提案書のつづり方

(ア) 様式は任意のものとするが、A4判、横書き、左綴じ、片面印刷を原則とし、表紙以外にページ番号を付番すること。なお、表現等の理由でA3判の用紙を活用した方が分かりやすい場合は、A3判をA4判のサイズに折り込んで利用することも可とする。

- (イ) 企画提案書は、標題として「おおつ障害者プラン策定支援業務提案書」と記載すること。
- (ウ) 企画提案書には会社名を記載しないこと。

エ 大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあっては、次に掲げる書類

- (ア) 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。））及び消費税の滞納がないことを確認できるもの（完納証明書（写し可）、納税証明書（写し可）等）
- (イ) 法人の場合にあっては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿、個人の場合にあっては身分証明書の写し

(2) 提出期間及び時間

令和8年3月9日（月）午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間中に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

第7項第3号に同じ。

9 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、おおつ障害者プラン策定支援業務プロポーザル審査委員会（以下「プロポーザル審査委員会」という。）が審査を行う。

- (1) 日 時 令和8年3月17日（火）（応募者多数のときは、日程変更の場合あり。）
- (2) 提案時間 15分以内（提案説明は、主任担当又は統括責任者が行うこととする。）
- (3) 質疑応答 10分以内
- (4) 参加人数 4人以内（主任担当者及び統括責任者は必ず出席すること。）
- (5) 審査基準

別表により審査する。最低基準点は、審査員全員の合計において満点の6割とし、採用の決定は、最も高い点数を獲得し、かつ最低基準点を満たす提案とする。合計点が同点であった場合は、第1順位とした委員が多い団体を上位とする。第1順位とした委員が同数であった場合は、委員長が上位とした団体を第1順位とする。

1 0 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。
- (2) 通知時期 令和8年3月23日（月）（予定）

1 1 契約の締結

審査により採用を決定された受託候補者は、本業務について担当課と協議を行い、協議の結果に合わせた仕様書を改めて作成するとともに、その仕様書に基づく見積書を作成し提出すること。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

1 2 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1 3 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 4 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式7）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 本件に係る契約は、令和8年度当初予算の議決を要することから、当該予算が成立することを条件とする。

1 5 問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市健康福祉部障害福祉課 担当：丸尾

電話：077-528-2696 電子メールアドレス：otsu1408@city.otsu.lg.jp

(別表)

審査項目	評価項目	評価基準
支援体制について	業務実績	過去の障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に係る作成業務実績を有しているか。
	実施体制	業務遂行に必要な知識や能力、実績を有した人材が必要数確保されているか。
	スケジュール	円滑に計画策定業務が進むように策定までの具体的なスケジュールを設定されているか。
調査・分析について	当事者へのニーズ調査	回答しやすい帳票作成の工夫。調査対象人数・調査票・発送・回収等が仕様通りの内容となっているか。
	事業所への実態調査	回答しやすい帳票作成の工夫。調査対象人数・調査票・発送・回収等が仕様通りの内容となっているか。
	関係団体ヒアリング調査	回答しやすい帳票作成の工夫。調査対象人数・調査票・発送・回収等が仕様通りの内容となっているか。
	分析について	分析に当り上記調査等の内容を取り入れているか。
計画策定について	基本的考え方とコンセプト	業務目的、内容等に関する基本的な視点は本市の方針と合っているか。
	情報収集能力	国・他都市事例等の情報収集能力を有しているか。
	障害福祉サービス等の見込量	本市の現状に基づく、障害者人口や障害福祉サービス利用者、障害福祉サービス利用量・障害福祉サービス事業所の必要量等の推計及びシミュレーションは具体的かつ実態に即したものか。
	本市の実情理解及びその他の提案	本市の障害福祉サービス事業所数等の現状や地理的特性を踏まえた提案や、総量規制についての検討や提案があるか。また、それ以外にも特筆すべき提案があるか。
	計画書	計画書【本編】【概要版】は仕様通りの内容となっているか。
プレゼンテーション	企画提案書の表現と構成	提案書はわかりやすい表現で体系的に整理されているか。有効な検討内容かつ納得できる思考の流れとなっているか。
	説得力と取組姿勢	発表や質問に対する回答に対し、説得力があり、積極的に取組む意欲を感じられるか。
価格評価	見積金額	